

日本獣医師会雑誌 通巻 900 号 発刊記念連載特別企画

—各分野で活躍する獣医師のさらなる飛躍に向けて (Ⅳ)—

動物福祉・愛護と小動物獣医療

佐伯 潤[†] (公社)日本獣医師会理事)

1 はじめに

(公社)日本獣医師会の理事となって3年目を迎えた。担当する動物福祉・愛護部会は、主として環境省に関係する分野を担っており、環境大臣の諮問機関である環境省中央環境審議会動物愛護部会の臨時委員を務めることとなっているため、理事就任と同時に動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)の改正議論に深く関わることとなった。劣悪な飼育環境の繁殖業者などの問題が多発している状況を受け、第一種動物取扱業に対して具体的な数値などを示した飼養管理基準を導入することになってきたため、より厳しい基準を求める動物愛護団体と現状を反映した基準を求める業界団体の間で対立が生じていた。そのため、審議会の委員や関係団体などに対して郵送物や電話による働きかけがあり、日本獣医師会事務局や筆者の開設している診療施設に電話や郵送物による働きかけがあった。その中には、要請というよりも誹謗中傷と受け取れる内容もあり、電話は長時間にわたり、診療にも支障をきたす状況であった。自分では心当たりのない一方的な批判は大変心外ではあったが、会議では獣医師会と獣医師を代表しての立場として、常に小動物獣医療に携わる獣医師としての考えに基づく発言を行った。動物福祉・愛護に関わる問題は、さまざまな背景や考えを持つ一般市民や団体などが関与し、対応が難しい事案も多い。本稿では、小動物獣医療に携わりながら動物福祉・愛護に関係する問題に対応している経験から、動物福祉・愛護と小動物獣医療について考察する。

2 動物福祉・愛護と小動物獣医療の現状

人の医療と福祉は、重複する領域も多いため、医療の中に含まれる部分も多く、医療・福祉と表記される場合

もある。医療の定義は「疾患の治療や身体を健康を維持するもの」であり、福祉は「個人の幸福、生活支援」であるとされている。さらに福祉は社会福祉として、社会全体としての支援も含まれ、社会保障制度の一つでもある。医療と福祉は重複する領域も多い一方で、行政区分の違いや関わる専門職が異なることから、その連携が必ずしも円滑ではないことが問題点として指摘されている。特に高齢化社会の中で福祉の一領域である介護において多くの課題が指摘されている。

近年、獣医療、特に小動物獣医療の進歩は著しく、二次診療施設においてのみではなく、一次診療を主体とする診療施設でもCT(Computed Tomography)検査装置やMRI(Magnetic Resonance Imaging)検査装置などの充実した設備を整えている施設や専門的な診療を行う施設も多くなってきている。夜間救急対応の診療施設も増え、安心して伴侶動物を飼育できる社会となってきている。これはペットブームを経て、小動物獣医療が社会のニーズに応じてきた結果であると言える。二次診療体制の充実や緊急診療体制の充実、専門医制度など小動物獣医療体制が整備され、人の医療体制に近づいていると言える。そのような中で、小動物獣医療と動物の福祉との関係性を考えると、まずは動物福祉・愛護の定義を明確にしておく必要があると考える。人においても医療の定義に比べて福祉の定義は漠然としており曖昧さが存在する。動物福祉・愛護の定義についてもさまざまな示し方があると思われるが、端的に表すとすると「5つの自由」を守ることである。すなわち「飢えと渇きからの自由」、「不快からの自由」、「痛み・怪我・病気からの自由」、「恐怖や苦悩からの自由」、「正常な行動を表出する自由」である。「痛み・怪我・病気からの自由」は、獣医療の目的そのものでもあり、人の医療と同様に動物福祉・愛護も獣医療と重複し、包含される領域が存在する。獣医療が発展・高度化する中で、動物の高齢化や延

[†] 連絡責任者：佐伯 潤 (くずのは動物病院)

〒594-0006 和泉市尾井町 1-1-31

☎ 0725-44-0209 FAX 0725-44-0283

E-mail: jun-vet@mxv.mesh.ne.jp

命及び救命とクオリティーオブライフ（QOL）の問題、予後不良と判断された状態での終末期治療の問題など課題もあると考える。従来まで対応できなかったさまざまな治療を提供できるようになった中で、診療費は高額となり、長期にわたる治療や看病が続くことは飼い主の大きな負担となってしまう場合もある。獣医療においては、獣医師の判断のもとに安楽死を行うことも可能であり、予後が悪い症例への対応は、より深く複雑であり、人の医療における倫理観をそのまま適用させるのは難しい。安楽死の実施方法も含めて動物福祉・愛護の理念を踏まえた獣医療倫理についての積極的な検討が必要となっていると感じる。また、獣医療の高度化や飼い主の意識が変化したことによって、獣医療過誤に関わる問題も増加しているが、その多くはインフォームドコンセントの不足に関連している。適正な獣医療が提供されていたが争点となった場合、提供された獣医療の学術的な正当性は重要ではあるが、それだけでは適正な獣医療について評価はできず、獣医療倫理や動物福祉・愛護への配慮が適切であったかも重要な視点となるべきである。

コンプライアンス遵守が重視される社会の中で、関連する法令について小動物獣医療は従来まで比較的無関心であったように感じる。獣医師法や獣医療法の他にも重要な法律として、薬事法から名称が変わった「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」がある。動物に対して、薬剤を法律に基づいて正しく使用することも動物福祉・愛護に関わる事項だと考える。また、一部で、繁殖業者や犬猫の販売業者に対して薬剤を譲り渡すなどの行為が行われ、繁殖業者による帝王切開や自己判断による不適切な薬剤投与が行われている。これらの問題は、パピーミルと呼ばれる劣悪な環境の繁殖施設などが問題視され社会的な非難を受けている中で、獣医師は取扱業者を指導する立場であるべきであり、このようなことは獣医師の社会的信頼を著しく貶める行為である。伴侶動物が家族の一員と考えられるようになり、その命を預かる獣医師や小動物獣医療には、動物達の守護者として大きな期待が寄せられていると同時に厳しい目も向けられている。

自治体の動物愛護管理行政に関わる業務が増加し注目されるようになる中で、各地方獣医師会においては、小動物開業獣医師会員が中心となり、動物愛護管理行政にさまざまな形で積極的に協力している。動物愛護管理センターの運営や諸事業に関わっているほか、殺処分数を減らすためにその対象となりやすい授乳が必要な子猫に対してミルクボランティア事業などを実施している。その他、地域猫への支援や野良猫対策としてTNR（Trap・Neuter・Return）活動への協力、多頭飼育崩壊事案における動物救護活動、災害時の動物救護活動など多岐にわたる活動が実施されている。

3 動物愛護管理法と小動物獣医療

動物愛護管理法は1973年に議員立法によって制定された法律で、その後1999年、2005年、2012年及び2019年に改正が行われている。動物の愛護と適正な飼養管理を目的とした法律であり、一般市民や動物取扱業を対象とした内容が主であり、従来までは小動物獣医療との直接的な関係は薄かった。しかし、2019年の法改正では、動物虐待が疑われた事案について、獣医師に通報義務が課せられた。小動物臨床獣医師は、日常診療の中で動物虐待を鑑別診断の中に入れていくことが必要となったこととなる。また、第一種動物取扱業に対して具体的な数値などを示した飼養管理基準の導入に伴い、飼養する犬猫への定期的健康診断の実施や繁殖に供する犬猫については、必要に応じて獣医師の診療を受けさせること、帝王切開で生まれた犬猫については出生証明書交付が必要となり、獣医師の診断結果には従わなければならないと定められた。健康診断や適正な繁殖などの判断を小動物臨床獣医師が行うこととなり、法律に基づいて獣医師、特に小動物臨床獣医師の新たな役割が定められた。疾患の治療だけではなく、動物虐待への対応や動物の適正飼養管理指導についても獣医師の役割として明確化され、動物愛護管理法が行政獣医師だけではなく、小動物獣医師にとっても関わりの深い法律となったと言える。

4 動物福祉・愛護と小動物獣医療の課題と今後

これまで述べてきたように、小動物獣医療と動物福祉・愛護は、本来的に関連性の深いものである。2019年の動物愛護管理法改正でその役割が法律に基づいて明確化された。しかし、その役割を果たしていくためには多くの課題も存在し、法律を実効性のあるものとするかは、これらの課題を解決することができるのかにかかっている。

今回の法改正で動物虐待が疑われる事案に対して獣医師に通報義務が課せられた。従来までは努力義務であったものが強化されたことになるが、従来から通報が努力義務であったことを知っていた獣医師は多くはないと思われ、通報を受ける行政側の仕組みも整っていたとは言えない。法律で義務化されたことは大きな意義を持つが、通報を受ける行政、通報する獣医師、虐待された動物への対応、それぞれに多くの課題が存在する。

行政側の課題としては、動物愛護部局が多くの業務を抱え、人材も予算も限られている中で、獣医師からの通報に対してどこまで対応できるのかであると考えられる。動物虐待には緊急性を要する事案もあると思われるが業務時間外にはどのように対応するのか、事案によっては警察や社会福祉部局などとの協力が必要となる可能性があるがその体制は構築できているのか、通報した獣医師に

ついで情報の保護などについて検討されているのかなどの課題が山積していると感じる。

獣医師側にも多くの課題が存在する。現状では日本の獣医学教育で動物虐待について十分な教育や研究が行われているとは言えない。そのような中で臨床現場だけに動物虐待を適切に診断することを求めるのは酷であろう。その他、診療施設に対する風評被害、逆恨みや嫌がらせへの危惧など通報した獣医師を守る仕組みも検討する必要がある。

虐待された動物についての課題として、その保護の問題がある。現状では、所有権が放棄されない限り、治療のための一時的な保護ができたとしても、重大な健康や生命の危機が懸念される事案においても所有者に返すことが必要となる。状況によって動物の所有者の権利を停止あるいは剥奪するという点については非常に重く深い議論が必要となる。

前述のとおり、今回の法改正では第一種動物取扱業に対して具体的な数値などを示した飼養管理基準の導入も行われた。これにより獣医師が動物取扱業者の管理する動物に対して、健康診断や帝王切開時の出生証明書の交付、繁殖の適否の判断を行うこととなった。これらが適正に運用されることにより、繁殖に供されている動物の飼養管理状態の改善や遺伝性疾患の減少などが期待されている。しかし、健康診断の項目や繁殖の適否の判断基準などが定められていない状況で透明性や客観性が確保できるのかという懸念も生じている。今後、動物福祉・

愛護に関わる認定獣医師制度の検討など何らかの対応も検討するべきではないかと考えている。

5 結 び に

小動物獣医療には、獣医師法や獣医療法という獣医療そのものに関する法律は農林水産省、狂犬病予防法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律は厚生労働省、動物愛護管理法は環境省、愛玩動物看護師法は農林水産省と環境省というように、少なくとも3つの省庁が関連している。犬や猫など伴侶動物は、家族の一員と考えられるようになっており、殺処分問題をはじめ、多頭飼育や動物虐待問題についての社会の関心も高まっている。議員立法である動物愛護管理法は、今までの改定時における社会の動きを反映する形で飼い主責任の明確化、動物虐待への罰則強化、動物取扱業の規制強化が行われている。その中で小動物臨床獣医師の役割も明確化されてきており、愛玩動物看護師法の制定による国家資格化も加わって、小動物臨床における環境省の所管分野の重みが増している。日本獣医師会の中で環境省の所管部分野を担うのが動物福祉・愛護部会である。動物福祉・愛護に関わる問題はステークホルダーも多いことから、常に獣医師として立ち位置を明確にしながら対応していく必要がある。今後も小動物臨床部会とも連携を図りながら、小動物臨床における動物福祉・愛護に関わる課題の解決に積極的に取り組みたいと考えている。